

令和2年第8回東京都北区教育委員会臨時会

会議月日	令和2年11月20日（金）午後5時00分		
開催場所	北区教育委員会室		
出席委員	教育長 清正浩靖	委員 本間正江 (オンライン出席)	
	委員 名島啓太 (オンライン出席)	委員 齋藤邦彦 (オンライン出席)	
	委員 阿良田由紀 (オンライン出席)		
事務局職員	教育振興部長	教育政策課長 (東京オリンピック・パラリンピック教育調整担当副参事)	
	教育指導課長		

会議に付した議案並びに審査結果

日程	議案番号	提案内容	結果
1	63号	幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について	承認

令和2年第8回東京都北区教育委員会臨時会議録

令和2年11月20日(月) 17:00

清正教育長

それでは、出席委員が定足数に達していますので、会議は成立しています。これより令和2年第8回北区教育委員会臨時会を開会いたします。

日程第1第63号議案「幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について」を議題に供します。

教育指導課長

教育長

清正教育長

教育指導課長

教育指導課長

令和2年の職員給与の改定については、10月23日の特別区人事委員会勧告を受け、23区統一で労使交渉が行われ、昨日19日に妥結いたしました。

給与改定による新たな給与額を速やかに支給するため、「幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を現在開会中の令和2年第4回北区議会定例会に上程する見込みとなり、区長から意見聴取が来ておりますので、ご説明いたします。

お手元の資料第63号議案参考資料「幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正について」をご覧ください。

まず、項番1といたしまして、「令和2年度特別区人事委員会勧告のポイント」です。

(1) 勧告の基礎となる人事委員会による民間給与の実態調査は、例年、月例給与と特別給等を一括して調査されています。しかし、本年は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、訪問によらず通信等の方法を用いて、特別給等のみの調査が6月以降先行して実施され、10月23日に特別給等についてのみ報告・勧告が行われました。なお、月例給与の調査も8月以降実施されており、月例給与の報告及び勧告も、別途予定されています。

(2) 次に、特別給の勧告内容ですが、民間従業員に昨年8月から本年7月までの1年間において、支給された特別給(賞与)の支給割合は、年間4.6月分となっており、職員の特別給(期末手当・勤勉手当)の年間支給月数4.65月が民間の特別給を0.05月分上回っていました。このため、12月に支給される期末手当を0.05月引下げ、年間4.6月とする改定が必要との内容でした。

次に、項番2「改正内容」です。

(1) 第1条関係では、施行日は公布の日といたしまして、特別区人事委員会勧告のとおり、12月支給分の期末手当を0.05月分引下げ、定年前の職員の年間の支給月数を、勤勉手当の支給月数と合わせて4.6月とします。また、再任用の職員についても、同様

に0.05月分を引下げることにします。

(2) 第2条関係では、令和3年4月1日施行といたしまして、いずれの区分も0.025月分を6月支給分から12月支給分へ配分変更いたします。

それでは、具体的な条例改正の内容を説明いたします。

お手元の資料7ページの「新旧対照表(第1条関係)」をご覧ください。

公布日施行分として、第27条に規定する「期末手当」の支給月数について、いずれも0.05月分引下げております。

続きまして、お手元の資料8ページの「新旧対照表(第2条関係)」をご覧ください。

令和3年4月1日施行として、いずれも0.025月分を6月支給分から12月支給分へ按分変更いたします。

以上、第63号議案について、ご説明申し上げました。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

清正教育長

説明、ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑、またはご意見ございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ただ今の各委員のご意見を伺いますと、本件に対し、特に反対意見はないようですので、本件については、意見なしとすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

清正教育長

ご異議ないと認め、本件は意見なしとすることに決定いたします。

以上で本日の日程全てを終了いたしました。

これをもちまして、令和2年第11回教育委員会定例会を閉会させていただきます。